

秋田県等 12 府県の国民保護計画の変更

- 平成 26 年 2 月 7 日の閣議において、12 府県（秋田県、福島県、山梨県、岐阜県、三重県、京都府、和歌山県、香川県、愛媛県、熊本県、宮崎県及び沖縄県）の国民保護計画の変更について「政府としては、異議がない」旨を決定。
- 政府としては、各都道府県における国民保護に係る実施体制をさらに充実させていくために、各都道府県に対し、国民保護計画の適切な見直しを引き続き助言。

- ・ 都道府県は、国民保護計画について、国民の保護に関する基本指針の変更や地域の実情等を踏まえ、必要に応じて変更を行っており、計画の変更にあたっては、軽微な変更を除き、内閣総理大臣への協議が必要とされている。
- ・ 本年度については 12 府県から計画の変更に関する内閣総理大臣協議の申し出があった。変更内容の概要は別紙のとおり。
- ・ 12 府県の計画変更について、内閣官房を中心に関係省庁・関係都道府県と調整を行い、その内容について問題がないとされたことから、「政府としては、異議がないものとする」旨を閣議で決定。

【本件連絡先】内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付
内閣参事官 加藤 雅広 電話 03-3581-8923

秋田県等12府県の国民保護計画の変更概要

- (1) 県域を超える避難時の事務の委託
 - ・ 都道府県の区域を越える避難の場合の避難先の都道府県知事への事務の委託に関する記述を追加。(秋田県など11府県)
- (2) 大規模集客施設等における避難対策
 - ・ 大規模集客施設等における避難対策について明記。(秋田県など8府県)
- (3) 武力攻撃原子力災害への対応
 - ・ 防災基本計画(原子力災害対策編)の見直し等を踏まえた武力攻撃原子力災害時の対応に関する改正。(岐阜県など5府県)
- (4) 情報伝達手段の明記
 - ・ 警報等の情報伝達的手段としてエムネット、Jアラートを明記。(秋田県など9府県)
- (5) 現地調整所の活用
 - ・ 現場において、現地関係機関の連絡調整を図る場として、知事が現地調整所を設置。(岐阜県、香川県)
- (6) 合同対策協議会への出席
 - ・ 合同対策協議会が開催される場合、同協議会に県から出席。(福島県、香川県)
- (7) 安否情報システムの活用
 - ・ 安否情報の収集、整理及び提供において、原則、消防庁が運用する安否情報システムを利用。(香川県)
- (8) 応援協定の締結
 - ・ 新たな応援協定の締結に伴う改正。(福島県、香川県、宮崎県)
- (9) 体制の強化
 - ・ 対策本部の体制の強化。(三重県、愛媛県)
- (10) その他
 - ・ 警報等の情報伝達的手段として電子メールを追加。(岐阜県)
 - ・ 職員の安否確認メールシステムの導入。(宮崎県)
 - ・ 防災映像伝送システムの導入。(宮崎県)
 - ・ 住民の避難に関する措置に係る情報の収集に努めることを明記。(宮崎県)